

安全統括管理者及び運航管理者の資格者証制度の創設に関するQ & A

| 資格者証制度の創設について | |
|-------------------|---|
| Q1 | 資格者証制度の対象となる事業区分を教えてください。(3/6 追加) |
| Q2 | 海上運送法に基づき不定期航路事業の届出を行い事業を営んでいる場合、安全統括管理者資格者証や運航管理者証の交付を受けた者のうちから両管理者を選任しなければならないということか。(3/19 追加) |
| Q3 | 安全統括管理者資格者証の交付を受けていれば、運航管理者として選任されることも可能か。 |
| Q4 | 安全統括管理者と運航管理者の兼任は可能か。また、船長と安全統括管理者の兼務は可能か。(3/6 更新) |
| Q5 | 各資格者証の取得に際し、費用は必要か。 |
| Q6 | 安全統括管理者及び運航管理者の業務を他事業者へ委託したり、船主等の他社から両管理者を選任したりすることは可能か。 |
| Q7 | 人の運送をする貨物定期航路事業の運営を、安全統括管理者・運航管理者の選任を含めて業務委託することは可能か。(3/6 追加) |
| Q8 | 安全統括管理者を複数名選任してもよいのか。 |
| Q9 | 経営トップ以外の者から安全統括管理者を選任することは可能か。(3/6 追加) |
| Q10 | 運航管理者資格者証の交付を受けた者が事業者内に複数いる場合でも、そのうちの代表者一名を運航管理者として選任し届け出ることによりよいのか。 |
| Q11 | 運航管理者資格者証の交付を受けているアルバイトを雇って、運航管理者として選任することはできるか。(3/19 追加) |
| Q12 | 地方公共団体においては、人事異動のローテーションの都合上、管理者資格者証の交付を受けた者を配置するのが困難なことが想定されるが、特例はあるのか。 |
| 運航管理者代行について | |
| Q13 | 運航管理者の職務を代行する者も、資格者証の交付を受ける必要があるのか。例えば、運航管理者の休暇日や急病時に代行する場合が考えられるが、資格者証が必要か。 |
| Q14 | 今後、無資格者による運航管理者の代行が禁止されるとのことだが、運航管理者が事務所等に常駐しなければならないということか。また、運航管理者が休暇や急病のときには、運航管理者と連絡が取れることを前提として、運航管理補助者が代行することは可能か。(3/19 追加) |
| Q15 | 運航管理者の職務を他の者に代行させる際に必要な基準はあるのか。 |
| 運航管理者と船長の兼務禁止について | |
| Q16 | 船長となる者であっても、当該船長が船舶に乗り組んでいないときに運航管理者としての職務を担うことは可能か。 |
| Q17 | 運航管理者と船長の兼務が認められる条件を教えてください。 |
| Q18 | 平水区域で総トン数 20 トン未満、旅客 12 人の人の運送をする貨物定期航路事業の場合、運航管理者は船長と兼務ができるか。(3/6 追加) |
| Q19 | 運航管理者が船長を兼務する場合、陸上要員は、追加講習を受けるほかに必要な資格等はあるのか。(3/6 追加) |
| 試験について | |
| Q20 | 管理者試験の内容については、いつ頃示されるのか。 |
| Q21 | 試験回数について知りたい。 |
| Q22 | 試験日についてのお知らせはあるのか。また、試験は全国各地で行われるのか。(3/6 追 |

| |
|--|
| 加) |
| Q23 現在安全統括管理者や運航管理者として選任されている者は、試験を受ける必要はあるのか。 |
| Q24 試験合格の有効期間はあるのか。(3/19 追加) |
| 資格者証交付の実務経験の要件について |
| Q25 総合又は大型船舶の管理者試験は、総トン数 20 トン以上の船舶での実務経験がないと受験できないのか。 |
| Q26 安全統括管理者資格者証の交付要件となる「安全関係業務経験」とは具体的にどのような業務か。 |
| Q27 安全統括管理者資格者証の交付要件となる「安全関係業務経験」とは、船の運航や港湾業務以外での安全関係業務経験も含まれるのか。(3/6 追加) |
| Q28 地方公共団体が人の運送をする船舶運航事業を営む場合、安全統括管理者として、部長級の管理職を選任することは引き続き可能か。(3/19 追加) |
| Q29 運航管理者資格者証の交付要件となる実務経験について、船長や甲板部職員の経験年数は、事業法にかかる船長等の実務経験を指すのか、それとも事業法とは関係なく単純に職務としての実務経験を指すのか。また、遊漁船、プレジャーボートなどの船長又は甲板部職員等としての実務の経験も、資格要件として認められるのか。(3/6 追加) |
| Q30 総合運航管理者試験に合格していれば、大型船舶の経験要件を積むまでの間に、小型船舶の資格者証を取得することは可能か。また、総合運航管理者試験に合格し、まず小型の資格者証を取得した上で、大型の経験要件を充足し、改めて総合の資格者証を取得することは可能か。(3/19 追加) |
| Q31 運航管理者資格者証の交付を受けるための実務経験を充足していることについては、事業者による証明でよいのか。(3/19 追加) |
| Q32 運航管理者資格者証の交付要件のうち、『運航管理業務経験』として、運航管理者代行や運航管理補助者としての業務経験も認められるのか。(3/19 追加) |
| Q33 管理者の実務経験要件について、講習で替えることを認めることとする可能性はあるのか。 |

資格者証制度の創設について

Q1 資格者証制度の対象となる事業区分を教えてください。(3/6 追加)

現行でも海上運送法に基づき安全統括管理者・運航管理者を選任する義務がかかっている事業者は、今後、資格者証を取得した方から安全統括管理者・運航管理者を選任していただく必要があります。

すなわち、海上運送法に基づき人の運送をする船舶運航事業を営む者についてはすべて適用対象となります。

Q2 海上運送法に基づき不定期航路事業の届出を行い事業を営んでいる場合、安全統括管理者資格者証や運航管理者証の交付を受けた者のうちから両管理者を選任しなければならないということか。(3/19 追加)

人の運送をする船舶運航事業を営むために海上運送法に基づいて許可又は届出を行っている場合は、現在でも、安全統括管理者・運航管理者を選任する必要があります。

海上運送法に基づく許可を受けた事業者か、届出を行った事業者（登録制へ移行した後は登録を受けた事業者）かにかかわらず、この安全統括管理者・運航管理者の選任にあたっては、今後^{*}は、安全統括管理者資格者証・運航管理者資格者証を有する方から選任していただく必要があります。

※令和8年度から。既存事業者はさらに1年の経過措置あり。

Q3 安全統括管理者資格者証の交付を受けていれば、運航管理者として選任されることも可能か。

両資格者証は別の資格であるため、安全統括管理者資格者証で運航管理者資格者証を兼ねることはできません。

運航管理者については、運航管理者資格者証の交付を受けている方から選任していただく必要があります。

Q4 安全統括管理者と運航管理者の兼任は可能か。また、船長と安全統括管理者の兼務は可能か。(3/6 更新)

安全統括管理者と運航管理者を兼任することは、問題ありません。また、船長と安全統括管理者の兼務も禁止されておりません。

なお、運航管理者と船長の兼務は、運航管理者の職務内容に鑑み、小規模な運航形態である場合を除き、現在でも原則禁止となっておりますが、令和8年度以降は、これが法律上明確化されます。

Q5 各資格者証の取得に際し、費用は必要か。

資格者証の交付申請や、試験の受験等に当たり、手数料が必要となります。具体的な額については、今後公布される省令で規定されます。

Q6 安全統括管理者及び運航管理者の業務を他事業者へ委託したり、船主等の他社から両管理者を選任したりすることは可能か。

安全統括管理者につきましては、法律上、「事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者」であることが求められますので、他事業者に委託するなど、他社に任せることは、原則認められません。

運航管理者につきましては、委託等による自社以外の者による運航管理の可否も含めて、資格者証制度が施行される令和8年度に向けて、制度の詳細を検討して参ります。検討結果は、改めてお知らせいたします。

Q7 人の運送をする貨物定期航路事業の運営を、安全統括管理者・運航管理者の選任を含めて業務委託することは可能か。(3/6 追加)

運航業務を他者に委託することは可能です。また、運航業務を委託した場合、安全統括管理者・運航管理者は、委託先で選任することが可能です。

なお、委託先・委託元における海上運送法上の取扱（いずれの事業として許可・届出が必要となるのか等）につきましては、個別に判断する必要がありますので、最寄りの運輸局等にお問い合わせください。

Q8 安全統括管理者を複数名選任してもよいのか。

安全統括管理者は、旅客の輸送の安全を確保するための種々の取組を組織として実施するため責任と権限を有する責任者として選任されるものであるため、1人のみ選任することが法律上の要件となっています。

Q9 経営トップ以外の者から安全統括管理者を選任することは可能か。(3/6 追加)

安全統括管理者は経営トップである必要はありませんが、現行の制度においても、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者のうちから安全統括管理者を選任することが求められているところであり、新たに創設された資格者証制度においても同様、安全統括管理者資格者証の交付要件として、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあることが必要となります。

Q10 運航管理者資格者証の交付を受けた者が事業者内に複数いる場合でも、そのうちの代表者一名を運航管理者として選任し届け出ることによいのか。

資格者証の交付を受けた複数の者が交代で運航管理者としての職務を担うこととなるのであれば、事業者は、いずれの者についても運航管理者として選任し、その旨を届け出る必要があります。

Q11 運航管理者資格者証の交付を受けているアルバイトを雇って、運航管理者として選任することはできるか。(3/19 追加)

雇用契約があり、社として管理している運航管理者資格者証保持者であって、当該運航管理者資格者証保持者が運航管理者として業務を行うことが、安全管理規程上想定されているのであれば、雇用形態にかかわらず、運航管理者として選任することができます。

Q12 地方公共団体においては、人事異動のローテーションの都合上、管理者資格者証の交付を受けた者を配置するのが困難なことが想定されるが、特例はあるのか。

令和8年度の施行に向けて、自治体の皆様にもお話を伺いながら、制度の詳細を検討して参ります。

運航管理者代行について

Q13 運航管理者の職務を代行する者も、資格者証の交付を受ける必要があるのか。例えば、運航管理者の休暇日や急病時に代行する場合は考えられるが、資格者証が必要か。

運航管理者の指揮命令下で運航管理者の業務の一部を行う場合は資格者証は不要ですが、指揮命令下を外れて運航管理者の業務を代行する場合は、資格者証の交付を受ける必要があります。

Q14 今後、無資格者による運航管理者の代行が禁止されるとのことだが、運航管理者が事務所等に常駐しなければならないということか。また、運航管理者が休

暇や急病のときには、運航管理者と連絡が取れることを前提として、運航管理補助者が代行することは可能か。(3/19 追加)

船舶の運航中に、陸上の運航管理者と船上の船長との間で常時必要な連絡・協議が行えるとともに、運航管理者が、運航の安全確保のために必要な指示などの対応を行える体制を確保することが必要です。常駐しなければならないかどうかは、このような体制が確保されているかどうかなどに鑑みて判断されることになります。

運航管理者が休暇を取得する場合や急病の場合も同様ですが、休暇や急病の場合には、一般に、このような体制を構築しているとは認められないと考えられますので、代行する方も資格者証を取得している必要があります。

Q15 運航管理者の職務を他の者に代行させる際に必要な基準はあるのか。

具体的な基準があるわけではありませんが、運航管理者の指揮命令下を外れて運航管理者の業務を代行する場合は、代行する方についても資格者証の交付を受ける必要があります。

運航管理者と船長の兼務禁止について

Q16 船長となる者であっても、当該船長が船舶の乗り組んでいないときに運航管理者としての職務を担うことは可能か。

船長となる者であっても、当該船長が船舶に乗り組んでいないときに運航管理者としての職務を担うために、当該船長を運航管理者として選任することは可能です。

Q17 運航管理者と船長の兼務が認められる条件を教えてください。

資格者証制度が施行される令和8年度に向けて、制度の詳細を検討して参ります。検討結果は、改めてお知らせいたします。

Q18 平水区域で総トン数20トン未満、旅客13人未満の人の運送をする貨物定期航路事業の場合、運航管理者は船長と兼務ができるか。(3/6 追加)

同時に運航している船舶が常時1隻の場合であって、その船舶が20トン未満かつ旅客定員13人未満のときは、運航管理者と陸上要員がともに追加の講習を受講することを条件に、兼務を認める方向で検討しております。

いずれにいたしましても、資格者証制度が施行される令和8年度に向けて、今後、制度の詳細を検討して参りますので、検討結果は改めてお知らせいたします。

Q19 運航管理者が船長を兼務する場合、陸上要員は、追加講習を受けるほかに必要な資格等はあるのか。(3/6 追加)

運航管理者が船長を兼務する場合、陸上要員については、追加講習を受けること以外に特段の必要な資格等は想定しておりません。

いずれにいたしましても、資格者証制度が施行される令和8年度に向けて、今後、制度の詳細を検討して参りますので、検討結果は改めてお知らせいたします。

試験について

Q20 管理者試験の内容については、いつ頃示されるのか。

皆様の準備に資するように、試験問題例を令和6年度中に公表させていただく予定としております。

Q21 試験回数について知りたい。

令和7年度には試験を実施できるよう準備を進めております。

| |
|---|
| <p>試験機関もまだ指定されておらず、試験の詳細については今後の検討事項となりますが、皆様の準備が円滑に進むように、必要な措置を講じて参ります。</p> |
| <p>Q22 試験日についてのお知らせはあるのか。また、試験は全国各地で行われるのか。(3/6 追加)</p> |
| <p>令和7年度には試験を実施できるよう準備を進めております。 試験機関もまだ指定されておらず、試験の詳細については今後の検討事項となりますが、試験日については、決定しましたら事前に周知することとなります。試験会場については未定ですが、皆様が十分な受験機会を得られるように、必要な措置を講じて参ります。</p> |
| <p>Q23 現在安全統括管理者や運航管理者として選任されている者は、試験を受ける必要はあるのか。</p> |
| <p>現在安全統括管理者や運航管理者として選任されている方であっても、資格者証の交付を受けるためには、試験に合格していただく必要があります。 なお、令和8年度の施行から1年間は経過措置を設けており、その間は従前の要件による管理者の選任も認める予定です。</p> |
| <p>Q24 試験合格の有効期間はありますか。(3/19 追加)</p> |
| <p>情報管理等の問題から、試験に合格してから10年を経過した場合は、資格者証の取得の意思がないとみなし、資格者証の交付を行わないものとしています。</p> |
| <p>資格者証交付の実務経験の要件について</p> |
| <p>Q25 総合又は大型船舶の管理者試験は、総トン数20トン以上の船舶での実務経験がないと受験できないのか。</p> |
| <p>実務経験は、受験のための要件ではありませんので、試験を受けることは可能です。 ただし、総合又は大型船舶の管理者資格者証の交付を受ける際には、大型船舶での実務経験が必要となります。</p> |
| <p>Q26 安全統括管理者資格者証の交付要件となる「安全関係業務経験」とは具体的にどのような業務か。</p> |
| <p>現行制度において安全統括管理者の選任に必要な経験の内容から大きく変更するものではありません。 従って、現行制度における安全統括管理者の選任要件とされているような、例えば、運航管理者としての業務経験などが想定されます。</p> |
| <p>Q27 安全統括管理者資格者証の交付要件となる「安全関係業務経験」とは、船の運航や港湾業務以外での安全関係業務経験も含まれるのか。(3/6 追加)</p> |
| <p>現行制度において安全統括管理者の選任に必要な経験の内容から大きく変更するものではありませんが、いずれにいたしましても、資格者証制度が施行される令和8年度に向けて、今後、制度の詳細を検討して参ります。検討結果は改めてお知らせいたします。</p> |
| <p>Q28 地方公共団体が人の運送をする船舶運航事業を営む場合、安全統括管理者として、部長級の管理職を選任することは引き続き可能か。(3/19 追加)</p> |
| <p>今回の法改正は、資格者証を取得しなければならないことを除き、現行の選任要件を大きく変更することを目的としたものではありません。</p> |

Q29 運航管理者資格者証の交付要件となる実務経験について、船長や甲板部職員の経験年数は、事業法にかかる船長等の実務経験を指すのか、それとも事業法とは関係なく単純に職務としての実務経験を指すのか。また、遊漁船、プレジャーボートなどの船長又は甲板部職員等としての実務の経験も、資格要件として認められるのか。(3/6 追加)

実務経験を課しているのは、運航管理者として必要な知識・能力のうち、実務を通じてのみ得られる知識・能力を担保することを目的としています。このため、運航管理者の業務について理解する機会が得られるように、運航管理者を選任する義務のある事業（事業法の適用がある事業）に係る船長等の実務経験を、経験要件とすることとしております。

なお、現行制度における運航管理者の選任要件と同様、運航管理者資格者証の交付要件としては、海上運送法や内航海運業法の適用を受けた事業の用に供する船舶以外の船舶での経験は認められません。

Q30 総合運航管理者試験に合格していれば、大型船舶の経験要件を積みまでの間に、小型船舶の資格者証を取得することは可能か。また、総合運航管理者試験に合格し、まず小型の資格者証を取得した上で、大型の経験要件を充足し、改めて総合の資格者証を取得することは可能か。(3/19 追加)

総合運航管理者試験の合格をもって大型船舶又は小型船舶の運航管理者資格者証を取得することは可能です。

しかしながら、一度の合格で複数回資格者証の交付を受けることはできませんので、小型船舶の運航管理者資格者証を取得した後で、経験要件を充足し、さらに総合の資格者証を取得するようなことはできません。

Q31 運航管理者資格者証の交付を受けるための実務経験を充足していることについては、事業者による証明でよいのか。(3/19 追加)

一般には船員手帳等の公的な書類によりますが、そのような書類がない場合は、個別にご相談ください。

Q32 運航管理者資格者証の交付要件のうち、『運航管理業務経験』として、運航管理者代行や運航管理補助者としての業務経験も認められるのか。(3/19 追加)

経験要件として認められる経歴の範囲につきましては、現行の制度から大きく変更するものではありませんので、現在認められる運航管理業務の経験は、一般論としては、新たな資格者証制度の下でも認められます。

Q33 管理者の実務経験要件について、講習で替えることを認めることとする可能性はあるのか。

講習による代替は認められません。